復興推進委員会(第3回)議事録

1. 開催日時 : 平成 24 年 8 月 1 日(水) 13:30~15:30

2. 場 所:官邸4階大会議室

3. 出席者:

委 員 長 五百旗頭 真 公立大学法人熊本県立大学理事長、

公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長

委員長代理 御厨 貴 東京大学客員教授

委 員 飯尾 潤 政策研究大学院大学教授

牛尾 陽子 公益財団法人東北活性化研究センターフェロー

大井 誠治 岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長

岡本 行夫 東北漁業再開支援基金・希望の烽火代表理事

清原 桂子 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長

内堀 雅雄 福島県副知事(佐藤雄平委員 代理)

達增 拓也 岩手県知事

星 光一郎 福島県社会福祉施設経営者協議会長

堀田 カ 弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団理事長

三浦 秀一 宮城県副知事(村井嘉浩委員 代理)

横山 英子 仙台経済同友会幹事

㈱横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役社長

吉田 文和 共同通信社編集局長

政府側出席者 野田 佳彦 内閣総理大臣

藤村 修 内閣官房長官

平野 達男 復興大臣

齋藤 勁 内閣官房副長官

長浜 博行 内閣官房副長官

本多 平直 内閣総理大臣補佐官

末松 義規 復興副大臣

吉田 泉 復興副大臣

郡 和子 復興大臣政務官

若泉 征服 復興大臣政務官

竹歳 誠 内閣官房副長官

峰久 幸義 復興庁事務次官

4. 議事録:

○五百旗頭委員長 それでは、ただいまより第3回の「復興推進委員会」を開催したいと 思います。

本日は、とりわけお暑い夏のさなかにお忙しい中、皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。

振り返れば、昨年の3.11の地震津波が日本社会を震撼させて以来、国と国民の救援活動に始まり、そして応急対応、ほぼ昨年度中はそれに費やされる中で、同時に中長期的な復興構想というものをつくり、政府におかれては昨年12月に予算、そして関連法案、それには手厚い手当てを可能にする増税法案を含むわけでありますが、それを超党派で国会を通過させ、それに基づいてこの2月に実施機関としての復興庁がつくられ、その下でこの委員会は復興の実施過程を見守り、評価し、そしてそれを国と国民に報告するということを任務としてつくられたわけであります。

これまで、委員の皆様には活発に議論をこの場でしていただいただけではなくて、大量の文書のやり取りによって意見を開陳していただき、また福島、宮城、岩手の3県に視察に赴き、それに加えて個人で、あるいはグループをつくって現場視察などを重ねていただきました。

それを基に、我々の今後の展望といたしましては、2周年を迎える来年の3月11日までに、復興の進捗状況、評価を踏まえた報告書を出したいと考えております。そのために9月には中間とりまとめと言いますか、その2周年の報告書に向けて現在の進捗状況を示すと共に、どういう点を掘り下げて調査、研究を重ねるべきかということについて示したいと思いますので、それに向けての御議論を今日はお願いしたいと思っているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、冒頭に総理の方からお言葉をいただければ幸いに存じます。

○野田内閣総理大臣 委員の皆様におかれましては、大変暑い中お集まりいただきまして 本当にありがとうございます。

私も被災地の実情を把握をするため、先月3日に宮城、7日に福島、達増知事もお見え でございますが、14日に岩手に訪問をさせていただきまして、水産関係者の皆様や、ある いは今なお仮設住宅に入居をされている皆様にいろいろなお話をお聞かせいただきました。

視察では特に強く感じましたのは、津波の痕跡が残る被災地でも、今や復興に向けての ビジョンを描く段階から、明らかに実際に物事を進めていくという段階に着実に移りつつ あるということを感じさせていただきました。

政府としては高台移転や、あるいは産業等の本格的復興に取り組むとともに、原子力災害からの福島の復興及び再生に向けて先月、福島復興再生基本方針を閣議決定したところでございます。今後とも、さまざまな声に耳を澄ましながら復興への取組みを加速させてまいりたいと考えております。

復興推進委員会では、9月を目途に中間報告をまとめていただけるものとお聞きをして

おりますけれども、五百旗頭委員長を始め委員の皆様におかれましては、引き続き精力的 な御審議を改めてお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(プレス退室)

○五百旗頭委員長 総理御自身の御視察に基づくお言葉、励まし、ありがとうございました。

本日の委員の出席状況でありますけれども、重川委員がやむを得ない事情で御欠席でございます。

それから、佐藤委員、村井委員につきましては内堀福島県副知事、そして三浦宮城県副 知事に代理として出席いただいております。

政府の方からは野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、そして平野復興大臣ほか政府関係者、多くの方に御出席いただいております。

なお、野田総理大臣においては公務のためにここで御退席になると承っております。本 日は、お忙しい中、おいでいただきまして本当にありがとうございました。

○野田内閣総理大臣 どうぞ引き続きよろしくお願いします。

(野田内閣総理大臣退室)

○五百旗頭委員長 それでは、本日の議事でありますけれども、まず政府の方から前回 6 月 5 日の第 2 回委員会以降の展開、あるいは実情について御報告をいただき、そして中間 報告のとりまとめについての討議を委員の皆様に行っていただきたいと思います。

なお、御承知のように今日の審議は限られた2時間の中で効率的に進めることができますように、委員の皆様からいただいた意見を問題、項目別に一覧にしてお送りして、それに対する委員からの追加意見を更にいただいたものをお手元にまとめてございます。それを基にしながら、御議論いただければと思います。

では、まず政府の方から「復興まちづくりの支援について」の報告を平野大臣、よろしくお願いいたします。

○平野復興大臣 それでは、私の方から資料1、「復興まちづくりの支援について」とい うペーパーに基づきまして御報告をさせていただきたいと思います。

震災から1年4か月余り経ちまして、先ほど総理のごあいさつにもございましたけれども、これから復興に向けて確実に物事を動かしていく、実行していくという段階に入っておりますけれども、その核になるのが何と言っても住宅の再建、それからまちづくりということになります。合わせて、これとセットになって産業の復興・復活ということがあるかと思います。

特にこのまちづくり、住宅の再建につきましては今回の東日本大震災では津波で大きく被害を受けた地域が多いということで、その関係からこれまでにない復旧・復興の手法を取って取り組まなければならないということでありまして、今日はそれがどういう状況なのかということについて改めて御報告をさせていただきたいと思います。

横長でございますけれども、資料の1ページ目を見ていただきたいと思います。よく東

日本大震災は阪神・淡路大震災と比較をされますが、この比較をちょっとしてみました。

下は阪神・淡路大震災でございますけれども、建築物の被害は全壊で約10万戸、それから半壊で約14万戸、東日本大震災は全壊で約12万戸、半壊約19万戸ということでございまして、東日本大震災の場合には津波で流された家が多いということでありますし、阪神・淡路大震災につきましては倒壊した家屋、あるいは家事で焼失した家屋が多いということであります。

主な住宅の再建方法でございますけれども、阪神・淡路大震災につきましてはやはり「現地での再建」が基本でありまして、その主な手法は土地区画整理事業で区画を整え、住宅地公共施設を整備するということ。それから、住宅地の高度利用化と言っていますけれども市街地の再開発整備事業、現地で復活するんですが、次の将来を見据えたまちづくりをこの復興と合わせてやっているということであります。

それから、「住み替えもしくは現地での再建」ということで、災害公営住宅整備事業も 勿論やりました。これらは、相対的にやはり市街地の再生というふうな形で整理されるの ではないかと思います。

一方で東日本大震災でありますが、目の前であれだけの津波を見ているという中で、本 当はここに住みたいんだけれども、なかなか住めないという中で、復興構想会議の中でも 提案がございました高台移転ということを希望する地域が非常に多いということでありま す。

正直言って私自身、こんなに多いとは思いませんでしたけれども、本当に高台移転を希望する地域が非常に多いということでありまして、主な住宅の再建方法につきましては「移転を伴う再建」というものがまず非常に大きいということでありまして、この主な事業としては防災集団移転促進事業、それから漁業集落防災機能強化事業という集落あるいは地域ごとに高台に移転をするという、ある意味で新しいまちをつくる、集落をつくるという言い方でもいいかと思います。

それから、市街地につきましては、そうは言ってもやはりそこで復活させなければならないということがございますが、基本はやはり土地区画整理事業、それから津波復興拠点整備事業、これは今回の東日本大震災でつくった制度でありますけれども、この2つが基本になります。ただ、この場合には、地盤のかさ上げを伴う地域が非常に多いということで、これがまた大きな違いになってきます。

それから、「移転もしくは現地での再建」は当然のことながら災害公営住宅整備事業、 自主再建、これは災害公営住宅も多く今回建設することになりますが、これもどちらかと いうと高台移転と合わせて山側の方に持ってくるという例が多いということであります。

これを総じて言いますと、「市街地・集落の根本的改造」という言葉で表現しておりますけれども、まちを大きくつくり変えるということになるかと思います。

ちなみに、後でちょっと出てきますけれども、移転を伴う再建というのは数万戸単位の 家屋移転になるということであります。 資料の2ページを見ていただきたいんですけれども、これは他の震災との比較をちょっとしてみました。

まず「土地区画整理事業」でありますけれども、今、計画が挙がっている中で58区あります。58区の中で粗々の計画が出ているのが19地区ということで、ほかはまだ地域との調整中ということでございますが、その19地区の平均が3ha~260haということになります。

ちなみに、土地区画整理事業で260haというのは超巨大な土地区画整理事業でありまして、 普通の感覚ではちょっとこんなものは土地区画整理事業ではできませんから、これは恐ら 換地工区の分割という形で分割することになりますので、これを分割するようになります と地区数はもっと増える形になります。

それから、阪神・淡路につきましては20地区ということになりますが、この平均は13haでした。これが、大体常識的な線だというふうに思っていただいていいかと思います。

それから、事業期間は4年~15年、平均で8年でありまして、阪神・淡路の地区の場合につきましては、先に住宅を建ててしまった方々との調整でちょっと時間を取ったというようなことで御苦労されたということは聞いております。

ちなみに、阪神・淡路は被災した方々は働きながら復興することができました。しかし、 東日本大震災は働く場を復興させながら全体を復興させなければならないというつらさが あるということ。それからもう一つは、土地区画整理事業でこのように言っておりますが、 全く土地区画整理事業をやったことのない市町村で土地区画整理事業をやらなければなら ないというつらさもあるということであります。

それから、「津波拠点整備事業」につきましては新しくやるところで今17地区が計画中 だということであります。これは、ほかでは例がありません。

それから、「防災集団移転促進事業」は全体で245地区、今、計画されております。そのうち184地区が大体計画が固まってきましたけれども、戸数で約2万戸、平均で110戸であります。中越地震も高台移転が大きな話題になりましたが、このときは3地区、115戸でありまして、これを約2年かけてやったということであります。ここは2万戸、これからも更にまだ今、計画中のものが固まりますと3万戸ぐらいの単位になっても不思議はないと思います。

それから、「漁業集落防災機能強化事業」については82地区、全体でこれはまだ25地区 しか具体的な計画が上がってきておりませんが、戸数で約1,000戸、平均40戸になります。 北海道の南西沖地震、いわゆる青苗地区というところにありますけれども、ここでは1地 区180戸を3年かけてやりました。

それから、「災害公営住宅整備事業」については2万戸、阪神・淡路については2万6,000戸ということで大体規模は同じでありますが、東日本大震災の場合はやはり場所を選びながらやらなくてはならないということであります。

ちなみに、繰り返しになりますけれども、数万戸の家を動かすということは多分、世界でも類がないんじゃないかと思います。それぐらいの仕事を、これから各自治体で一斉に

やっていかなければならないということであります。

それから、3ページ目は比較表の棒グラフでありますし、4ページ目は各市町村ごとの 面的整備事業の地区数を表にしました。後で御参考にしていただきたいと思います。

5ページ目以降ですけれども、具体の各市町村の地区数を掲載をさせていただきました。 宮古市であります。この真ん中に鍬ヶ崎地区というのがございますが、ここはよくテレビで津波がきまして車がどっと流される画面が何回か放映されたと思います。大井委員の やっている漁協さんの前の地域が大体、鍬ヶ崎地区なんですが、この鍬ヶ崎地区は宮古の 経済活動の拠点でもあります。

ここでは土地区画整理事業、それから津波拠点整備事業をやりますが、そのほかに田老、ここは例の東洋一の堤防というエックス型の堤防があったところですが、ここでは区画整理事業と合わせて防災集団移転事業をやるという計画になっています。そのほかに、これだけの防災集団移転促進事業、それから漁業集落事業を今、計画して動かしている、動かさなければならないということであります。

それから、6ページ目につきましては釜石市で、釜石市も似たような状況であります。 それから、7ページ目は南三陸町です。南三陸町の場合は海岸線に沿って集落がござい ますが、その集落がほとんど被災をしているということでありまして、その集落、被災し た地域のほぼすべての地区で高台移転を希望しているということです。

それから、8ページ目は石巻であります。石巻も海岸部につきましては集落がほとんど被災をしておりまして、66地区で今、計画をしているということです。石巻はこれ以外に9ページ目でありますけれども、いわゆる市街地の区画整理事業もやらなくてはならないし、かなりのプロジェクトになるということであります。

ここで、石巻は市街地の土地区画整理以外に港の近くの公園復興ゾーンという、南浜地区というのがございますけれども、ここから約2,000戸の家が移転をします。この移転先が左側にちょっとありますけれども、新蛇田地区というところで約88haの2,000戸なんですが、ここに移転をするという計画を今やっています。

ちなみに御紹介ですが、88haのうち44ha、地権者がたしか140人ぐらいとお聞きしましたけれども、たった4か月で全員の同意を取り付けたという、私の感覚にすれば奇跡に近いような地区もありますが、ほとんどの地区はやはりこの土地の確保で相当苦労しているということであります。

それから、そういう中でどういう支援をするかということでございますが、10ページ目であります。まずこれは相当の支援を国、各自治体の協力を得ながらやっていかなくちゃならないということだと思っております。

まず「事業推進体制の強化」でありますけれども、UR、都市再生機構の活用でございまして、ここにはまちづくりのプロ集団がいます。技術者集団がいますので、ここでは担当職員を100人規模で増強し、約180人の現地支援体制を確立していただいております。これで、各自治体と協定書を結んでいただきまして、さまざまな技術的なアドバイス、それか

ら発注も含めた支援を行ってもらうことになっています。

それから、何と言ってもこれだけの事業をやるために各自治体のマンパワーが徹底的に 不足してきますので、各省庁にお願いすると同時に知事会、市長会、これは政令市長会も 含めてさまざまな支援をお願いしていますし、町村会にもこれから更に強力にお願いをし ていきますが、基本は特に市長会、政令市長会にお願いしているのは、マンツーマンじゃ ないんですけれども、主として協定を結んで息の長い支援をお願いしております。

既に名古屋市と陸前高田市等を始め、そういったことでしっかりとした体制をつくっているところもございますけれども、先般、岡山市と宮古市が協定を結んでやるという形になりましたので、そういったところをどんどん増やしていきたいと思っております。

それから、「復興連携チームの編成」でありますけれども、これは国のスタッフでチームをつくりまして、特に大変な地域、市町村を回りながらさまざまな技術的なアドバイス、 後押しをするということをもう既に始めております。

それから「復興交付金の使い勝手の向上」、あとはさまざまな合意形成が非常に大変で ございますので、合意形成ガイダンスということを国交省さんの方でまとめていただきま して先般公表すると同時に、この説明に今、歩いているはずであります。

それから、「復興まちづくりを推進するための新たな発注方式の導入」ということで、これだけの地区がありますと1地区ごとに発注していたのではとてもかないませんので、コンストラクション・マネジメント方式と言いまして、いわゆるマネージメントを発注して、そのマネージメントを受けた方々が業務を発注するという新しい発注方式を国庫予算で検討していただきまして、今回取り入れることになっております。女川町と東松島町でまずこれから始めるということであります。

最後に11ページ目になりますけれども、「被災地の住宅再建に向けた工程表」、これは個別地区のことでございますが、上にあるのが岩手県の野田村の城内地区ということでありますけれども、ここは早い段階から準備を進めておられまして、今年度から調査設計を始めまして来年度ぐらいから工事にかかります。工事にかかりますが、早い地区でも住宅の完成はやはり27年度という大変厳しいスケジュールになります。

それからもう一つ、田野畑村の羅賀地区でございます。上の野田村は山を切り崩すということで造成工事に時間がかかるんですが、この地区は平場で集落移転をやりますのでそんなに造成工事に時間がかからないということがあって、26年度には入れる。それでも26年度ということであります。

それから、もう一つは岩沼市で192ha、8月5日にここは着工式をやります。192戸ですから一つのニュータウンをつくりますが、ここは平場の工事でございますから比較的工事は早い。それでも、25年度末ということになります。

ここで申し上げたいのは、結構やはり時間がかかります。この地区だけじゃなくて、ほかの地区では計画すらまだ決まっていないところがありますので、そうしますと仮設住宅での生活が非常に長くなってくることも想定した対策を立てなければならないということ

でございまして、心のケアの問題等々を含めたさまざまなことについて、もっときちんと した対策を練っていかなければならないということでございまして、この点につきまして も是非委員の皆様方からさまざまな御議論、あるいは御提案をいただければありがたいと 思います。

ちょっと長くなりましたけれども、私の報告に代えさせていただきます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。

大変詳細にわたり大事な問題、まちづくりを中心にお話いただきました。数万の家を動かすというのは世界にもまれな事業であるとおっしゃいましたけれども、そういう大変なことに我々は立ち向かっているわけで、それが意義ある実りあるものにするために我々も注意を持って議論をし、適切なコメントをしていかなければならないと思います。

それにいたしましても、最後のページにありました、最も早い田野畑村等でも住宅建設は26年度にできるかどうか。これは、阪神・淡路のケースを考えましても大変なスピードだと思います。私の家を含む10万戸が全壊だったわけですが、この度は阪神・淡路のときとは比べられない、今、大臣が御指摘のように生活基盤を失った中でのまちの再建と、それを政府は手厚く支えようとしておりますけれども、そのことによって生じる夢と、そして生活のリアリティを失わずにどう進めていくのか。また、スピード感を持ってやれるかどうか。大変な課題を担っています。

それだけに、委員の皆様方の御議論をお願いしたいわけでありますが、今の大臣の発表 に対して委員の方々から何か御質問、お聞きになりたい点はございますでしょうか。

大臣、追加がございますか。

○平野復興大臣 1点補足ですけれども、水産業の流通加工施設とか、あるいは工場等々につきましては、こういったかさ上げとか、そういうことを待つことなく、どんどんつくれるところはつくってもらいたいということで、若干のかさ上げをしながらそちらはそちらで進めているということを御報告申し上げたいと思います。

○五百旗頭委員長 応急的に今できることをスピード感を持ってやることと、長期的、最終的な創造的復興との接合というのが大事な課題だと思いますが、その点の御指摘がありました。

何か御質問が、今の大臣の報告に関連してございますでしょうか。

それでは、既に上着を取っていらっしゃる方と、まだかぶっていらっしゃる方がおられますが、お暑うございますので遠慮なく上着を外して議論していただいたらと思います。

それでは、中間報告についての議論をお願いしたいと思います。 2 周年、来年 3 月を目途にまとめるべき報告書、そのために今後論点を絞って調査すべき事項を御議論いただきたいと思います。

その土台といたしまして、皆さんのお手元に大きな縦長のA3の冊子がございます。これは既に見ていただいた、前にお送りしたものが理念に始まって、その各欄の下の方に丸印がございます。それは、前にお送りしたものに対して委員の方から新たに添えられたコメ

ントを丸印として付け足しております。

非常に貴重な意見をいただきましたが、皆さんには繰り返すまでもないと思いますが、 大きなくくりといたしましては1が「地域づくりへの考え方」であります。地域づくりに ついて、「理念」に始まって「住民によるまちづくり」「広域調整」「総論」「個別課題」 「柔軟性な制度運用」、それから4ページに「がれき処理」、それから復興を支える者の 宿舎の問題というものがあります。

そして、大きな2番目のくくりとして「地域経済の再生」というものが4ページの「総論」というところから始まって、5ページにございます「企業」「水産」関係、「農業」「観光」「運輸」、そしてそれと表裏をなしますが、生活者の方からすれば「しごとの確保」という大きなテーマがあり、再生可能エネルギーの促進という問題も合わせて御意見をいただいております。

そして、3番目の大きなくくりとして産業と表裏をなすのですが、「被災者支援」です。 これについては、掘田先生を始め何人かのメンバーで現地調査を更に掘り下げてやってい ただいて大変ありがたく思っているところです。暮らし再生に関わるもの、そして介護、 福祉、医療、そうした包括ケアに関わる問題が8ページにわたっております。

それから、やや少ないかと思うのが「文化振興」ということで2行だけございます。 それから、福島の問題がそれに加えて大きなくくりでありまして、その意味で第4番目、 8ページの真ん中から「除染・賠償等」、そして被災者への支援、避難者への支援、そし て風評被害の問題。

そして、ややその観点を異にするものですが、「災害の記録と伝承関係」という問題について、これはちょっと全体にわたる別枠のようなものです。

それから、進め方ということでしょうか。10ページの真ん中から「ベストプラクティス」、 先ほども大臣の方からこの地域ではこういうふうに早く進んでいるという例を10ページに 示していただきましたが、そういうものを広く知らせることによって参考にしていただき、 他の地域にも是非早くそれを参照しながら進んでいただければと思います。

それから人的支援、ボランティア等についてマンパワーが本当に欠けているという声が 挙がっております。丸印に、新たに付け加えていただいた意見が示されております。

それから、制度を活かすための柔軟さ、きめ細やかさ、そしてスピード感といったような進め方に関わる問題ですね。

12ページには特区制度、交付金、交付金の柔軟な活用ということは多く、新たな意見が添えられております。

それから、復興庁の在り方について、委員会についてというふうに皆さんに出していただいたものを事務局で大変苦労して整理していただいた上、更に最近それに対して付け加えていただいたものも丸印に加えてお手元にあるわけでございます。

これが、中間報告のつくり方の骨格というふうにおのずとなっていると思います。中間報告においては資料3に簡単に記したものがお手元にあるかと思いますが、今の大きなA4

の冊子の内容が実際のところでありますが、復興の現状を踏まえて、そしてそれに対する皆さんの意見をとりまとめた今のもの、もう一度まとめれば、それは地震・津波災害からの復興というものがまちづくり、地域づくりであり、産業、地域経済の再生であり、被災者生活支援、暮らしの再生である。さらに原子力災害についてという大きな柱があり、そして災害の記録と伝承というふうな全体に関わる問題、そして進め方の問題といったことなどが柱になるのではないかと、いただいたもろもろの意見を整理して思うところであります。

以上のような資料を土台にして、9月の中間報告書では2周年までにつくり上げる報告書においてこういうところにフォーカスして掘り下げるべきであるという意見を今日は御議論いただければと思うわけです。

既に書いたことの中で改めて強調したいこともあるかと思いますが、皆さん読んでいただいておりますので、これを土台にして強調したい点を特に中心的に言っていただければと思います。前回とは逆に左回りで、牛尾委員の方から順次御発言いただければと思います。

それでは、突然でございますが、牛尾委員の方からよろしくお願いいたします。

○牛尾委員 事務局の方で非常によくまとめていただいて大変助かりました。これを見ただけでも、問題が山積しているということが非常によくわかります。中間報告の論点ですが、平野大臣が今日のお話の中で指摘された中で、「阪神・淡路と東日本大震災との大きな違いというのは、被災者が働きながら阪神・淡路はまちづくりができた。」という点が重要だと考えております。

つまり、なりわいと住むところ、生活するところをどうするかですね。現在住むところについては手がつき始めましたけれども、問題は働く場所ですね。なりわいの部分ですが、住宅ができるまでの間、被災者の方々はどのようにして生活するのか。あるいは何をして働くのか。どうやって自分たちの生活費を得るのかという部分が、これから非常に大きな問題になってくると思われます。

やはりその部分をどういう形でもっていくのか。そのまますぐに生活保護に持っていってしまうということは生きがいという点からも好ましくありません。しかし。緊急雇用だけではどうしてもカバーができないので、住宅の部分と並行してなりわい、生活できる、働ける場所の提供ということがこれから大きな議論になってくるということが言えると思います。

その点について私は意見を書かせていただきましたが、もう一点が、規制の問題です。 これも論点の中で触れておきましたが、高台移転しかり、働く場所しかり、すべてにおい て「現行の枠組みの中でどうしよう」というのがまず議論の前提としてできてしまってい る。それに対して、大震災特例のような形で、もし可能ならばもっと柔軟な対応をしてい ただいた方がいいのではないかということがあります。

今、大きく2点、規制緩和となりわい、産業の部分とか働く部分のお話をしましたけれ

ども、最後に中間報告と平成25年度予算との関連ですが、中間報告を書いてそれが25年度 予算とうまく整合しない場合は、また1年復興が遅れることになるわけです。結局、報告書 を出しても、そこに取り入れられる部分は速やかに平成25年度予算の中に組み入れていた だくことができれば、復興のスピードも上がっていくと思います。この3点です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。働く場所がなければ地域全体の人口減少が 止まらない。加速してしまう。そういうことになれば、どんなまちをつくっても非常に空 しいものになるというような指摘だと思います。

それから、予算につきましては牛尾委員を始め皆さんに書いていただいて、そのことを 今、政府は見ております。それで、これは確かにやるべきだと思ったことは来年度の最終 報告を待たずにそれを取り込んで進めていただけると理解しておりますけれども、大臣、 そういうことでよろしいでしょうか。(大臣肯く)

ですから、最終報告が予算とのタイミングで間に合う、間に合わないではなくて、ここで出された意見は大事な意見として受け止めていただき、早速に執行すべきもの、あるいは変えるべきものはそうしていただく。我々はそれをまた見守りながら2周年の報告書をつくっていきたいと思う次第です。ありがとうございました。

それでは、岡本委員お願いします。

○岡本委員 ありがとうございます。事務局がこの資料をまとめてくれたことに敬意を表 します。大変よくこれだけの意見を、統一的なフレームの下におまとめになったと思いま す。

ただ、これはこれからの討議でどうやって整理していくのか。これをそのまま文章にされるのか。あるいは、委員の中でもう少しこの点はどうかというようなことについて議論しなければいけないのかもしれません。いずれにしても一つの大きな哲学というものを五百旗頭委員長がおやりですから心配はしておりませんけれども、理念というものがぶれないで存在し続けることが大切だと思います。

中身については、平野大臣の最初の御説明どおりに進んでいっているのであれば何も言うことはないわけでございまして、そこのスピード化を是非お願いしたいと思います。

大臣が2回目にコメントを求められて、水産加工施設のようなものは合意の形成があれば必ずしも区画整理事業にこだわらずにどんどんやっていっていいんだと言われたことに大変力を得ました。現地で見ておりますと、やはり意欲のある事業者たちはどんどんとやりたいけれども、国の区画整理事業の方針の下に建築制限などがかかっていてだめだと足踏みをしている例も幾つか見られます。

意欲のある人たちは、どんどんと先行させてもいいのではないか。すべてが復興というテーマの下に、基本的に計画をつくって、そして10年、100年の評価に耐えるまちづくりを、というだけでは私は住民が待ち切れなくなって町を去ってしまうことを危惧するわけでございます。区画整理事業の例外というのを幅広く認めて、とにかく職を確保させる。

我々、太平洋戦争からの復興だって、まずは最初の10年間は復旧、復旧でやってきたわ

けでございまして、日本の発展はその復旧の上に復興が成り立ってきたわけです。復旧という概念を最初から軽視するということは、そうしておられないと思いますけれども、気をつけなければいけないと思います。

とにかくスピードが大切で、住民の人たちの中には相当勤労意欲を失いつつある人たち もいまして、心のケアの問題とは別に構造的に早く職を復旧してやるということで対応し なければいけないと思います。

それから、最後の点でありますけれども、風評被害が深刻であります。名指しするのは申し訳ないですけれども、厚生労働省が今年の4月から1kg当たりのセシウムの量を500Bqから一方的に100Bqに切り下げた。これが国民の間に、放射能は低ければ低いほどいいんだという信仰を生んでしまった。大手のスーパーなども追随して、うちは20Bqだ、0Bqだとやり始めて、被災地は本当に困窮しております。

これなどは大井委員の方から御説明いただければいいと思いますが、私は世界でも最も厳しい数値を採用していた日本が更に100Bqにした。厚労省の御説明を聞きますと、それなりのお役人としての論理はあるようでございますけれども、依然として私は承服できません。

この風評被害というのは深刻でありまして、幾つかの漁種については全く売れなくなってしまっている。仲買人たちは70Bq以下でなければ買わないというようなことを言い出している。50Bqくらいの数値の魚であれば500Bq時代には問題なく売れていたのが、今は70Bgに近いからと、仲買人は躊躇して買わなくなってしまっている。

養殖の魚も同じであります。銀鮭などは、厚労省の基準導入までは1kg450円~500円で取引されていたものが、もう200円、半値以下になってしまって大変に困窮しております。 厚労省は、部分最適しか考えなかったと言っても過言ではないと思います。

やはり放射能の問題は相対リスクで考えるべきだと思うんです。私が計算してみましたら、500Bqの魚の切り身を毎日、毎日30年間食べ続けても、CTスキャンで1回患者が受ける放射能の量と同じであります。自然界の放射能の脅威だってあるわけでございまして、食品についてだけこのような極めて厳しい数値を導入することによって、漁業者だけではありません、農業者もそうであります。東北の1次産業に就く人たちが困窮している。

私は、この基準値を元へ戻してもらうのが一番いいと思うんですけれども、これはBSE の例から言ってもそう簡単ではございませんでしょう。さすれば、厚労省がやはり陣頭に立って、今申し上げたような相対リスクの観点から、100ならば100で、それ以下であれば80だろうと90だろうともともとは安全な数値ですからどうぞ安全にお買いくださいということを言うべきだと思うんです。安全と安心はやはり違うと思うんです。安全、安全ということできたのが、人々に今度は安心でなければだめだという概念に変えてしまっているということでございます。国民へのPRを是非水産庁も御協力いただいてやるべきだと私は思っております。以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。大変感銘深いお話をいただきました。

復興プランは、今すぐに水産業をやっていけるようにするというのと、それから10年、100年の評価に耐えるまちづくりの、双方の要請を受けとめています。私どもの復興構想会議の報告書を御厨さん、飯尾さんが苦労してくださったのも両方の可能性、高台移転はモデル1案として、しかしそうはいかないところがあるだろう、その場合には、同じところにとどまって「多重防御」でやればよろしいということで、両方選べるようにしているわけですが、それは地域による。

それから、一人ひとり違う意見のものをそれぞれやるということではできないことがあるので、ある種の合意をつくっていただかなければいけない。そこで大変苦労をして、先ほどの大臣のものでは、石巻ならば石巻でもいっぱい線ができて、高台移転をやるのが山のようにあるけれども、しかし、そうでないいき方をするものもある。その双方をどういうふうに接合させていくか。是非、更に御議論をいただいたらありがたいと思います。

それでは、佐藤委員の代理の内堀副知事よろしくお願いします。

○佐藤委員(代理 内堀福島県副知事) まず、私の方から冒頭にひとつ御礼を申し上げたいと思います。

昨年、復興構想会議での提言をきっかけとして、福島復興再生特別措置法が制定されました。それを受けて、先月政府において閣議決定がされまして、福島復興再生のための基本方針というものが決まりました。これは全部で110ページという非常に分厚いものであり、私どもの意見をしっかりと受け止めていただいた非常に重厚な中身になっております。これも平野大臣を始め復興庁の皆さん、そして政府の皆さん方の御尽力のお陰でありますので、この場を借りて復興構想会議、そして政府の皆さんにまず御礼を申し上げたいと思います。

今日の関係では、皆さんのお手元の資料4の委員提出資料の11ページをごらんになっていただきたいと思います。そこに福島県の意見が1ページございますので、これに沿って簡単にお話をします。

まず最初の1番目と2番目が除染・廃棄物の関係でございます。除染は最優先課題なのですが、まだまだ進んでおりません。やはり放射能に対する漠然とした不安感等が非常にネックになっておりますので、住民理解を促進していくためにどうするかという手助けをお願いしたい。また、さまざまな予算の措置、予算の執行についてもまだまだ引っ掛かりがございますので、こういった点に対する御配慮をお願いしたいと思います。

次に、11ページの3番目にございますが、JR常磐線の関係でございます。これも是非、 国が地元自治体あるいはJR東日本に対して直接支援する仕組みづくりというものを御検討 いただければと思います。

次に4番目と5番目になりますが、現在16万人を超える県民の皆さんが避難生活を送っておりますが、このような特殊な避難を現行法制度は前提としておりませんので、やはりこの避難の実態に見合った具体的な支援というものができるような対応をお願いしたいと考えております。

また、福島県だけではなくて県外にも多くの方が避難しておりますので、受入れ自治体 あるいは民間団体等による避難者支援に対する財源措置等もお願いできればと思います。

6点目は今、岡本委員からもございましたが、風評被害の関係でございます。こういったものに対する幅広い目配りをお願いしたいと思います。

最後に、一番下の7番目でございますが、復興交付金の関係です。地震・津波だけでなく、福島県の内陸部の市町村も原子力事故への対応の関係で財政負担は非常に増大しております。運用の弾力化等について、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

私からは、以上でございます。

○五百旗頭委員長 内堀副知事、ありがとうございました。 それでは、星委員よろしくお願いします。

○星委員 まず報告ですが、この前のこの推進委員会の際に民間団体で介護福祉士、介護士の住居がないから、住居を建ててそこに住まわせて派遣をするというふうな話を私は申し上げましたが、昨日その引渡しがございました。今日からそこに10人入りますが、住民の人たちには徐々にそこを使っていただきながら南相馬の福祉の復興に寄与していけるだろうと思います。

ただ、やはり介護する福祉の現場の人間の住居だけではなくて、これは看護師さんや医療従事の住居についても同じことが言えますので、是非その辺のところも御検討、または御支援いただければと思います。

実を言いますと、私は人材不足というふうな観点を今、申し上げたいと思うわけですけれども、例えば今、南相馬でいろいろな医療従事者、介護従事者支援センター的なものができて、国も県もいろいろなところでその従事者を探しているわけですが、現在、南相馬においてもある大きな一つの病院で15人~17人看護師さんが足りないとか、心筋梗塞のときにカテーテル等の対応ができるお医者さんは2人いるんですけれども、南相馬のある病院に140人のベッドがあったとして、そこに来る救急車の回数が月に90回あるんだそうです。

140人のベッドのところに90人の救急患者が来て、そしてその中に心筋梗塞とか、そういうふうな方がいらっしゃったとき、夜になるとドクターへリは飛びませんし、そういう部分で心筋梗塞の初期の医療の行為ができるお医者さんが2人いれば亡くならないで済む人たちが非常に多くなるという話を伺いました。

そういう部分では医療従事者、お医者さんは勿論のこと、看護師さん等の部分についてもまだまだ足りない。それは、病院とか施設においてのみならず、今は仮設であるとか、戻ってくる区域が小高とか増えました。増えたんですけれども、そこに戻ってくるときに心のケアの部分ですね。これが非常に弱った人たちがたくさんいて、実を言うと報道されて、また報道されなくなりというふうなことらしいのですが、自殺者が非常にまた増えているというような話も伺ったところでございます。

これは、NPO法人であるとか、福島医大であるとか、そういうところで一生懸命心のケア についてやってはいるのですが、何しろそこの人たちが対象としている人たちでめいっぱ いで、心のケアのもう一つのグループがあって、そこに漏れてしまった人たちがたくさんいるわけですね。そういうふうな人たちがまだたくさんいるので、そこにまで入っていって心のケアをするような人材の応援が急務であろうと思ったりするところでございます。

これは介護もそうなんですけれども、包括ケアというふうな字句が出てまいりましたが、福島県では浜通りの方で今度特養をつくるというので、この3年間で360のベッドが開設予定になっております。ただ、1年にすると120ずつということになるのでしょうが、120、少なくとも介護職員が半分だとしても60人ずつですね。そうすると、3年間で180人の介護職員がその浜通りのある程度の地域の中で必要になるわけです。

そうすると、人手不足の話をしておりますが、いないんです。これは、幾ら求人をかけてもいない。今、来るのは50半ば、60を過ぎた方たちが初めて介護をするんだけれどもというふうに集まる人たちが非常に多ございます。そういう中で、おじいちゃんおばあちゃん、お父さんお母さんを地元に帰したい。そこでそういうふうなサービスを使いたいという需要はたくさんありまして、現に福島県の中通りのところは既に1~2件あります。

人が集まらないので、新しくできた特養のベッド数を全部使うことができずに、定員を 少なくした中で人数が少ないところでの運営しかできない実態があります。待っている人 たちは山のようにいて、在宅福祉で仮設に入っていて、うつであるとか、そういうふうに なっている人たちが増えている。これは、ますます増えると思います。

そういう部分では、まちづくりというような話と一緒になるかもしれません。若者が是 非福島県に帰ってきたい。帰って福島に住むんだというような何か仕組みといいますか、 インセンティブが働くようなことをしていただければ幸いだと思います。

いずれにしましても、どこに行っても介護だけではないのかもしれません。医療だけではないのかもしれません。ただ、もう一つ言えるのは、求人という話をしました。ある求人のチラシですが、除染の作業員求む。1万円~1万4,000円というようなことがあるんです。それで、介護のホームヘルパーさん求む。これは時給にすると、いいところ福島県では750円、800円だったらかなりいい方だと思います。

そういう中で、その職にいこうかというような思いがなかなか伝わらない。必要でありながらいないということと、必要であるのでまだ残っていらっしゃる方で仕事に就きたいと思っている人たちの肩を押していないというようなところがどうもあるようでございまして、しかも帰ってきたい人はたくさんいるし、帰ってきている人もたくさんいる。そこのところのアンバランスが非常にまだうまくいっていないというところでございます。

毎度、毎度、私は申し上げます。本当に復興というのは人が戻ってきて、そこで人が生活し始めて、それでその復興ということが少しずつ形になると申し上げておりますけれども、そういう意味ではまだまだ足りないということがございますので、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。被災自治体のまちづくりのマンパワーが足りない。専門家が必要であるという指摘がこの意見一覧でも指摘されておりますが、今の

ように生活福祉関係、医療、介護の問題でもマンパワーが足りない。日本全体がそういう傾向にある中で、被災地においては取り分けそれが深刻な問題である。この問題については、きっと後に続く委員の御発言の中でもフォローされることと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、宮城県副知事の方からよろしくお願いします。

〇村井委員(代理 三浦宮城県副知事) 宮城でございます。資料4の22ページ以下、3ページをメインとしてお話をさせていただきたいと思います。

意見として10項目の意見は提出しておりますが、この意見のほとんどがこの22ページ以降の今、宮城が重点的に取り組まなければならない内容でございますので、この中から是非論点を絞って委員会におかれましては評価調査の上、中間報告に活かしていただければと思っております。

第1点目は、被災者の生活支援でございます。御承知のように12万人を超える被災者、 それから県外避難者が約1万人近くいらっしゃいます。これらの方々に対する支援でございます。

県内についてはサポートセンターなどを中心として、そこそこ温度差はあっても実行は しておりますが、更に長期化が避け難い状況でございますので、きめ細やかな支援が今後 必要になってくるであろうということで考えなければならないと思っております。

特に県外の避難者の方々については、実態把握すらなかなかおぼつかないというのが現実でございますが、ただ、各都道府県の協力をいただきながらある程度の把握は進んでおります。これからは、被災地の情報をしっかり届けていく。ITを使っての情報提供はある程度可能なのでございますが、やはり高齢の方々がいらっしゃいますので紙ベースの情報提供もしっかりお伝えしていかなければとっております。

いずれにせよ、被災者対策はこれから時間をかけてしっかりきめ細やかに行わなければならない中で、支援に取り組んでいただいているボランティア、NPOの方々のエネルギーは大変大切でございますので、彼らに対する財政的な支援もこれから不可欠になっていくのではないかと思っております。

2つ目は、お住まいの問題でございます。宮城では、公営住宅については約1万5,000 戸、それから防集、区画整理を合わせますと230か所以上の事業が行われる見込みでありま す。特に頭を抱えておりますのが、災害公営住宅の用地の確保が極めて難しいということ と、防集の移転対象地区とその対象外地区、取り分け全半壊が大変多ございまして死者も 出ているが、公共事業などの対象となっていない地域の被災者間の住宅再建支援格差の問 題でございます。

これは、個人資産の形成の問題なのでなかなか難しい側面はあろうかと思いますが、市 街地のいち早い再生、それから定住の促進、人口の流出防止等々の観点から、何らかの方 策を考えていただければ大変ありがたいと思っております。復興庁と復興推進委員会の皆 様のお知恵をお借りして、何とか対応していきたいというのが本音でございます。 3番目は、民間の企業再開と雇用の場の確保でございます。ここは、1点だけ申し上げます。グループ補助金は大好評でございます。まだまだ要望、希望がございまして、これら補助金は復旧・復興に不可欠でございます。国には、補正予算も含めた前向きな対応でグループ補助の継続と重点的な予算配分を是非ともお願いしたいと考えております。

4番目は、福島第一原発事故対策でございます。基準値の問題もございますが、これに伴います風評被害の影響も深刻でありまして、風評被害への損害賠償が迅速に行われ、早期の復旧・復興につながりますよう、県内の風評被害が原子力損害であることを原発損害賠償紛争審査会の指針にはっきりと明示すべきであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後でありますが、財政支援についてであります。財政能力を大きく超える財源が必要となるこの復興に当たりましては、国にはこれまで大変手厚い財政支援をいただいており、感謝を申し上げるところでございます。この財政支援ですが、我々事業は平成25年度以降も継続して必要になってまいります。被災地の着実な復旧・復興を後押ししていただきますためにも、25年度以降も財政支援をしっかりと継続していただければありがたい。

また、合わせまして復興交付金の弾力的運用、復興基金の拡充についても御配慮のほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

- ○五百旗頭委員長 全般にわたる宮城県の方の観点をお話ししていただきました。 それでは、吉田委員よろしくお願いします。
- ○吉田委員 中間報告に向けた考え方として見解を述べたいと思います。この復興推進委員会は、復興事業を点検する唯一の機関ですから、中間報告では論点を絞り、目に見える形で評価を出し、勧告をするべきではないかと考えます。

取り上げるべき論点はいろいろあり、中でも原子力災害からの復旧復興は最後まで残る 大きなテーマです。また、星委員の指摘された心のケアや介護の問題も大きい論点ですが、 私は今の緊急性から言って3つの柱でまとめるべきではないかと考えます。

1点は、先ほど平野大臣がまとめて説明をいただいた住宅の問題、2点目は雇用、3点目はやはり産業、この3点は非常に緊急性が高いということから、三本柱としてかなり焦点を絞って提言を出すべきではないかと考えます。

先ほど住宅については大臣の方から非常に包括的な形で、我々が判断する材料を示されましたが、ああいう形でもし復興庁の方からこの3点について示していただければ、それに基づいて我々の側でわかりやすい形で政策評価として出せるのではないか。十分なデータを持たない我々がどれだけ(適切な評価を)できるかという問題はありますが、やはりそこまで踏み込まなければ我々に課せられた役目を果たせないのではないかと思います。

その際に留意していただきたいのは、私の報告の中でも指摘した当時社製と言うことです。PFIでもいいですが、地元の力を活用するような方策が取られているのかしっかりチェックするべきだと思います。先ほど牛尾委員でしたか、指摘もありましたが、規制緩和等に留意し、政策に民間の力を反映しているか、よくチェックをしてみてはいかがかと思

います。

あとは、この委員会でしか取り上げていないという意味で、資料3のレジュメにもあります「災害の記録と伝承」。これについては委員会として点検する意味があるんじゃないかと思います。復興をめぐっては非常に論点が多岐にわたりますので、中間報告では緊急性の高いものを優先し、そのほかは中長期の課題という二段構え形で整理していただければいいのではないかと思います。以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。非常に豊かに皆さんから議論を出していただいて、それぞれ非常に大事なので、延々と長い報告書をつくればいいのかというと、今の吉田委員のようにシャープに論点を絞らなければ何も言ったことにならないぞ、という御指摘をいただけて、大変ありがたいことです。苦労したいと思います。

それでは、横山委員よろしくお願いします。

○横山委員 私、この度、いわゆる有志というか、こちらの推進委員会の何名かの委員の 先生と宮城県と岩手県の方にお邪魔させていただきました。

これは、前回の視察とまた違っておりまして、仮設で苦しんでいらっしゃる高齢者の方、それから女性の方、世代もさまざまでございました。そこの実態を拝見してまいりました。

これでわかりましたのが、今回の全体像の中に簡単に「住民によるまちづくり」と書いてございますけれども、この「住民によるまちづくり」は今までやってきたまちと、それからやったことがないまちと、はっきりと差が出ておりました。これは、大臣が御指摘の今までやったことのない区画整理事業であるとか、高台移転にいたしましてもさまざまな問題を解決するのに、行政の方だけでもやったことがないことをやろうとしている中で、今まで余り法律や制度や条例や、そういったこと等をすべて任せながら生きていた方々が直接そういったところに向き合ったときに、これはどうしても通訳が必要であるということを感じました。

意見書の中に書かせていただきましたけれども、いわゆる士ですね、建築士であるとか、 弁護士であるとか、司法書士であるとか、公認会計士であるとか、税理士であるとか、こ ういった方々が身近にいる方はそうそういらっしゃらないと思います。やはりそういう 方々が入っているところは、住民がこういうことを考えているということをきちんと理論 的に、それから代案も持ちながらまちの方に意見を言っているので、比較的その住民の意 見の入ったまちづくりというか、復興計画がなされていると思いますけれども、それはと てもまれなケースだと思います。

堀田委員が隣にいらっしゃいますけれども、堀田委員の財団に入られているいわゆる普通の60代、70代の女性でとても自分の気持ちを的確にお答えになっている方がいらっしゃいましたけれども、お聞きしますと、やはりトレーニングを受けてこういうふうに言っていいんだ、こういうふうに言うべきだということをいろいろ教えてもらったから言えるようになったとおっしゃっていました。

時間がかかることではありますけれども、これを今やらないと、いわゆる説明会ですね。

決まったことを説明されて、いいか悪いかという判断をしろと言われても難しいと思いますので、これは是非仕組みとしてプロの方をその小さいエリアにでも派遣できるようにして、住民の言葉を聞いて、それを通訳する。

それから、行政の方々も、本当に一生懸命やっていらっしゃいますけれども、その一生 懸命さが伝わるように、なぜこうなったのかということを逆に説明する必要もあると思う んですが、そういった機会を増やしていくべきだと思います。

中に書かせていただきましたけれども、行政の方も一住民、一市民であるわけですから、 そういう意味ではVSではなく同志として一緒につくり上げていくという姿勢があれば、ま たいい意味で進んでくるのではないかと思います。

それから、地域によってやはり暮らし方が全く違います。そういう意味では、こちらの中央から見た全国一律の住まい方というのはできないわけですね。阪神・淡路の場合と中越の場合とのいろいろな比較もございますけれども、その住宅の中でなりわいを持っている方々が多いエリアだということは忘れてはいけないと思います。

100坪が足りないとおっしゃっている方々は、多分、中央におられると信じられないと思っていらっしゃると思いますけれども、自分のその敷地の中でいわゆる家業として家族で多世代で、例えば漁師の方であればそこで網の修繕をしとか、加工しとか、いろいろなことをそこでやっているわけです。要するに、工場が家の中に入ったのと同じだと思うんですけれども、そういったことを理解した上での生活ということも考えなければいけませんので、これは全国一律ということではなく、被災地一律ではなく、個々のなりわいと、それから生活というものをもう少しかんがみて、そういう意味では緩やかな柔軟な対応というのも必要なところが出てくるのではないかと思います。

それから、前回もエネルギーのお話を申し上げました。このエネルギーの問題は今までも温暖化対策ということでさまざまな施策が打たれていたと思いますが、決定的なことがないままきていたのが、今回原発の問題もございまして急速にその復興計画にも入っているわけですけれども、ただそれだけが独り歩きしないように、本当にそこの地域に合った、地域風土に合ったエネルギーは何かということを地域で考えろと言っても難しいと思いますので、これは国家を挙げてそこのエリアのデータも含めて、それから研究が必要であればその研究費を付けてあげることも含めて取り組むべき問題ではないかと思います。

それから、最後にこの骨子案が出ておりますけれども、これだけ膨大な資料をまずまとめていただいただけでも大変だと思うのですが、この中でほぼ国、県、それから市町村で対応しているものもあるかと思いますけれども、そういったことをやっているということを知らない方が多い。それから、制度があっても活用できない方が多いという意味では、ここはもう一度ブラッシュアップをしてこの制度があるということを知らしめる必要があると思います。

例えば、商工会議所があるエリアですと、商工会議所の経営指導員であるとか、行政の 方でも本当に住民寄りの方は、こういう制度があるから使ってみないかというアドバイス ができるかとは思いますけれども、今は平時ではございませんのでなかなかそういう余裕がないと思いますが、ホームページを見れば出ていますではなくて、具体的にこういうものがあるということを指し示すことで活用が進むこともあるかと思います。そういう整理をしながら、この骨子案をつくるというのが1点です。

それから、堀田先生の方から出ていらっしゃいましたけれども、生活者の視点というものを、住民の望むまちに復興するための提言という構成案がございますが、やはりこの部分は是非ひとつ入れていただきたいと思います。この資料3の中の点々のどこかに入っているかもしれませんけれども、あえて生活という部分で今回、仮設の方々にお会いして感じたのは、どんなに大変なことか。それから、公営住宅ができるまでに時間がかかるということで、できるのを待たないで高齢者や障害を持った方であればそうではない住まい方を先に提案するとか、とにかく今の生活をどういうふうに守って差し上げるかということも盛り込んでいくべきではないかと思います。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。現地を踏まえた御意見、大変貴重と存じま す。

それでは、堀田先生よろしくお願いいたします。

○堀田委員 3点、簡潔に申し上げたいと思います。

第1点は中間報告についてでありまして、私の意見は資料4の16ページに書かせていただいております。中間報告が一番活用されなければいけないのは、第一線の地方自治体の復興に関わっている行政職員、それに関わっている国の職員、それからその地域の住民です。そのような方々に現にアピールして、そうだと思ってそうしようという気持ちになるような提言がしっかり盛り込んでいくということが、一番今回の報告書では大切ではなかろうか。ですから、今回のこのまとめは意見全体として非常に論理的に頭のいいまとめがされていて、これはこれですばらしいんですけれども、報告書としてはもっとしっかり現状を踏まえた提言にまとめていくことが必要であろうと思っております。

その際に、現地の自治体の職員の立場に立ちますと、一方で早くと迫られる。スピードアップしろと言われる。他方で、もっと住民の声を聞き、いろいろなアイデアを入れたものにしろと言われる。これが実際上、衝突するわけでありまして、そこのところをどの辺で判断してやっていくか。ここは一番難しいだろう。

ですから、確かにスピードアップしなければいけない。そのための政策と、それから中身もいいものにしなければいけない。この両者を区別して考える。そして、最後にそれをうまく調和させながら地方自治体が実行する。そういうような提言の構成の仕方が要るかと思います。それが第1点です。

それから、第2点と第3点は報告書にかかわらず、すぐにもやってほしいことでありますけれども、第2点は生活に関して、生活に関するまちづくりがこれから進むわけでありますが、その際にソフトの視点をしっかり入れた総合的な視点からまちづくりをしてほし

い。これは、現地で痛切に感じます。今、居住ゾーンは大体決まって買収もある程度進んでいるところがあり、災害公営住宅を建てようとしているところも出てきております。それはハードで、買収ができたらすぐ建てよう。皆が待っているから。

でも、今のままの調子でいくと本当にばらばらで、全体としてのソフトの視点のない無秩序なまちになるおそれが非常に強い。やっておられる復興関係の方はやはりハードの専門家が多くて、ソフト、地域包括ケアとは何だというような感じであります。地域包括ケアに限らずソフトの視点が全く入ってこないまちづくりになる可能性が強いので、早急に今度のプランの中にソフトのアイデアを入れる人的構成にし、住民の声も吸い上げるようにしてほしい。

ハードの意見、知恵はいろいろ出ているんですけれども、ソフトの知恵、特定すれば厚生労働省がいろいろな知恵を出しておられるんですが、その知恵がほとんど現地に入っていない。現地の方々は知らない。地域包括ケアというのは何のことかわからない。ほかのいろいろなアイデアもそうです。このままでは無秩序になるだろう。早くしっかりソフトの知恵の入る仕組みをつくる必要がある。それが第2点です。

それから、第3点は雇用・産業についてであります。雇用・産業は独自のものがありますが、大体漁業、農業などの1次産業、そしてその加工・販売を含めた6次産業、それと観光、この2つが被災地では大体大きな産業になりそうなんですけれども、この両方の観点から見て沿岸部相互の連絡はある程度とれているんですが、沿岸部と内陸部の協議がなされていない。

例えば、岩手は達増知事がおられますけれども、花巻から大槌、ひょっこりひょうたん 島まで宮沢賢治の道路をつくって全体として観光地をつくろうという民間のアイデアがあ るんですけれども、そういう協議をするような形ができていない。産業では南三陸、登米 などというのは割合密接ですけれども、第6次にするには内陸部との協議が非常に必要な ので、そういう内陸部の自治体と被災地の自治体とが協議する場を設ける必要があるだろ う。これが、3点目でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。大変重要な指摘をいただきました。早く早く、スピードアップというのでハードの方でどっと進んでしまって取り返しがつかなくなると、全体としての調和とかソフトで大事な視点が抜ける。

そういうことにならないように、達増知事の方ではどのように進めていらっしゃるか、 よろしくお願いいたします。

○達増委員 まず「委員からの意見全体像」ということで、非常に鋭い課題の指摘、または非常に有意義な提言がたくさん寄せられていい方向に議論が進んでいると思っております。

そこで、全体を見ながら改めて2度目の夏を迎える時期に大事だと思うのは、先ほど牛 尾委員がおっしゃった現行制度を超えた大震災特例的なものが今は必要じゃないかという ことだと思います。これは今、堀田委員からも第2次特区法案という意見で、行政手続を 一気に簡素化する。それによって、今後 $3\sim4$ 年かかりそうなものを $2\sim3$ 年にとか、また、10年かかりそうなものを $5\sim6$ 年でとか、できるだけ早い段階で加速度がつくようなといいますか、全体のスケジュールがより短くなるような思い切った改革をしていかなければならないのではないかと思います。

土地利用規制の特例についても何人の委員の方々が指摘していますけれども、例えば所有者不明の土地の管理権限を市町村に委ねることが必要ではないかということが地元の方から言われているんですが、政府の方からは個人の権利、所有権とか土地の権利に関わることなので難しいというような反応が漏れ伝わってきます。

ただ、非常時でありますので、非常時における公共の福祉、それは他の個人の権利との バランスという意味での公共の福祉だと思いますけれども、被災者の皆さんの「早く移転 したい」「今の仮設住宅生活から早く次にいきたい」というような権利とのバランスを考 えれば、平時の制度以上に踏み込んだ特例というのはあり得ると思います。

同様に、復興交付金をより自由度の高い交付金にということも多くの委員の方が指摘していますけれども、これも普通の予算の仕組みは積算根拠を明確に示して積上げ方式で単年度ごとに予算を決めるというやり方をするわけでありますが、非常時においてある程度年度をまたいでこのくらいかかるだろうということを政治決断で予算化するというのは、財政民主主義の原則には反しないと思います。官僚主義には反するとは思いますが、財政民主主義には反しない。そういった思い切ったことが必要と考えます。また、次善の策としてこの復興基金の拡充というものもあるのですけれども、そういう自由度の高い予算というのが、今、現場で非常に必要だと思います。

あとは、一つの例ですけれども、JRの復旧は岩手、宮城、福島、3県それぞれ課題を抱えていて、このJRの復旧に国からの支援をお願いしたいと思います。これも、平時の論理からいきますと、JR東日本は黒字の大企業なので何でそこに国費をということになりますが、ただ、線路のコースを変えたりとか、線路をかさ上げして高くするとかというのは平時の鉄道経営では想定されないような改良工事であります。それにお金がかかり過ぎるからもう鉄道はやめてバスにしよう的な、はっきりそうは言われてはおりませんが、でもそれに近いことは出てきているのですけれども、そういう鉄道をやめてしまうかのような話もJRの方が出してきているようなことで、これも地域交通にとっては非常事態でありますから、そこはやはり大震災特例的な措置が求められているのではないかと思います。

最後に復興庁に期待することですが、「国でなければ考えられない構想を」という委員の意見がありました。これは私も本当にそのとおりだと思っています。東北とか広域東日本とか、そういう特定地域の開発計画的なものを国がやるのはいかがなものかというのが地方分権時代の平時の論理だとは思いますが、ただ、これも非常事態でありますし、また経済同友会など、全国団体が、やはり全国の団体として東北を支援していこうというようなことも提言してくださっていますので、首都圏とか西日本の力をどうつないでいくかというような視野の構想などは、やはり復興庁、総理がトップにいるわけですから、広く政

府全体としてそういうものを出して実行していく。そういう大震災特例的な対応を、今の 時期にかなり考えておく必要があるのではないかと思います。

○五百旗頭委員長 大震災特例的な、平時では難しいかもしれないけれども、思い切った 対処をという御意見を幾つかの角度から話していただきました。

それでは、清原さんよろしくお願いします。

○清原委員 7ページをお願いします。黄色くなっているところは、この1か月ほどの間 に被災者の方々から直接伺った声を入れさせていただいています。私からは、6点です。

まず1つ目は、A)として書いてあります「被災者一人ひとりに届く情報への工夫」の必要です。情報がない。復興への全体像がわからない。ふるさとの情報が欲しいという声がさまざまなところで聞かれました。仮設住宅の支援員はもとより、地域のリーダーやNPO、企業、店舗などの中で手を挙げてもらって情報推進員の役割を担っていただくということも有効ですし、市町外避難者、県外避難者に対しては広域避難者向け情報紙の定期的発送やフリーダイヤルによる相談なども有効だと思います。

ただ、相談員も地元の方、必ずふるさと福島や宮城の言葉でということがとても大切です。

2つ目、B)は「総合的なまちづくりへ、プロセスを共有する住民参画のしくみ」です。 次の8ページをお願いします。地域包括ケアや子育て支援を、先ほど堀田委員もおっしゃいましたが、復興まちづくりと一体的に検討していくために、住民や福祉・子育て施設、 医療機関、商店、行政等によるワークショップなどを重ねることが大切だと思います。「国の地域づくり支援事業(専門家派遣事業)」は私はとてもいい事業だと思いますし、この 事業の活用などを更に図る必要がありますが、地域によっては、先ほど大臣もおっしゃいましたが、まちづくりに職員も未経験ということで、外部の人にかき混ぜられるのは嫌だという反応もあって、県レベルくらいで、住民、行政職員等がほかの地域の取組み状況を 知ったり、情報共有やネットワーク化を図るためのフォーラムや事例発表・交流会などを 積極的に実施することが重要だと思います。

まちづくり協議会では、女性や若者たちの参画を得るために、女性部会や若者部会で意 見交換をしていくことも有効だと思います。

3つ目はC)ですが、「しごとづくりをまちづくりとあわせて」行うということです。 集団移転の100坪では、漁業や自営の店ができない。先ほど横山委員も言われました。100 坪を超える部分を自費でやるのならば100坪以上でもできるんですよと言われても、ではそのお金をどうするのか。個人商店や小さい農家への支援が手薄だ。それから、子どもがいるんだけれども、漁業で今は食べられないので、子ども世代が仕事がなくて地域を出ていかなければならないんだったら、一体だれを守るために高台移転するのかという声もありました。

①です。災害復旧事業や防災集団移転促進事業等、生業(しごと)に関する事業が一体的に取り組めるように、しかも国・県・市町村がばらばらでなく密接な連携をとっていく

必要があると思います。

- ②はやはり個店への支援、個々の店などへの支援が非常に難しい状況ですので、この度の震災後広がっている、特定の個店などの取組みに賛同する個人や企業などがITを活用して寄付する仕組みなどをさらに広げる取組み。
- ③は被災者支援の仕事、先ほどの県外避難者への情報紙づくりとかフリーダイヤルの相談員なども含めて、そういった被災者支援の仕事などでの臨時的雇用の確保。
 - ④は、女性や高齢者などによるコミュニティビジネスの活動支援。
- ⑤は、復興需要はもとより、今後の期待がかかります再生可能エネルギーの普及について、地域経済の活性化に確実につながるよう、地元中小企業や地元金融機関を巻き込んだスキームの工夫も必要だということです。阪神・淡路大震災でも復興需要は、さまざまな努力にもかかわらず、9割、県外に出たと言われています。

次の9ページをお願いします。4つ目のD)は、「被災者の今を支える取組」です。仮設住宅やみなし仮設住宅について、さまざまな不具合や不便もたくさん出されておりましたが、そうしたことを聞いて、共に考え、対応する仕掛けの必要。

- ②は、今まで触れてきました「情報」とか「まちづくりのプロセスへの参画」とか「仕事」といったこととともに、ボランティア活動への参加、ほかの人のために役に立っていることの手ごたえが生きがいづくりと仲間づくりにつながっていくということも非常にたくさんありますので、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みと声かけも大切だと思います。
- ③は、自治会や外部からのNPOともに、今この時期になってボランティア活動や文化活動のための資金が非常に厳しくて、撤退せざるを得ないというNPOなどもあります。そうしたところへの民間・行政を含めた支援の仕組みが必要。
- ④は、設置されておりますこころのケアセンターと地域保健システムがどう連携して回っていくのか。また、多くの会員を有する看護協会に非常に活躍していただけるような出前健康相談システムなどの強化。
- ⑤です。県外避難者、特に自主避難した母子避難の方々などにつきましては、心の負担とともに経済的にも、また子どもが父親と一緒に暮らせないということも、非常に追い詰められてきておりますので、避難する選択も避難しない選択も尊重しますよということを明示し、避難先の自治体や支援団体などと連携して、避難先でのネットワークづくりや母子避難グループの活動支援などを行うこと。

それから5つ目、E)ですが、「制度を活かすための、きめ細かなオーダーメードの相談と対応」が必要ということです。こちらの許可はおりたけれども、次はここと一つずつ壁が出てきて気持ちが萎えていくといったことなどの苦情の声も多く聞かれましたが、中には制度が全く誤解されているといった例も幾つもありましたし、相談者の相談ののり方ということもあります。

次のページをお願いします。10ページです。

①で、関係機関を含めて各相談窓口が自らが直接受け持つ相談パーツだけはわかるけれども、それ以外は全くわからないということではなくて、支援策の全体像を知った上で当該部分の相談にのれるよう、相談員の横割りでの継続的研修、ケーススタディなどを、県レベルぐらいで随時行っていくことが大切だと思います。そうした研修の会を重ねるごとに相談員同士のネットワークができていきますので、被災者の方からの相談に対して、それでは先方のここにつないでおくのでそちらに行ってくださいといったようなことになれば、被災者の方々もとても救われます。

制度の使い勝手については、現場の柔軟な運用とともに、現場の声を聞きながら改善を重ねるということと合わせて、即答できないこと、検討中のこと、できないことなどについてもそのまま放っておかない。やはり、返事がないというのは非常に心を追い詰めますので、状況を随時返答するということを職員に徹底することも大切だと思います。

6つ目のF)ですが、①は行政職員の人手不足に対して、応援職員、被災地内外の0B職員や民間からの任期付き雇用、地元からの臨時的雇用などを組み合わせた対応を支援する。 生活支援などのきめ細かい支援につきましては、NPOなどの活動費助成で、担い手を移すということも可能だと思います。阪神・淡路大震災でも、復興基金から19億円をボランティア活動に支出しています。

②ですが、被災地はもとより全国で活動が広がっておりますこうした団体、NPO、企業、大学など、民間の力との協働の仕組みを更に充実する必要。

③は、復興を成し遂げていく力は結局「人」であって、被災者、支援者、専門家、行政などがヨコで出会って対策を協議できる常設の拠点、岩手の北上駅前の「きたかみ震災復興ステーション」などもその一例だと思いますが、そうした常設の拠点の設置。また、被災者と行政の間に立って、現場に出向いて被災者のニーズを把握し、行政に提言できる第三者機関、専門家と県の課長級職員のチームが私は一番いいと思いますが、そういったところで、先ほど申し上げた仮設の不便、みなし仮設の不便などを、現場に行ってお聞きして迅速に対応していくということ。

④は、地方自治体が各地域の実情に即して迅速かつきめ細かなソフト事業が展開できるよう、必要であれば復興基金等の追加財政措置を行いますとともに、取組みの事業例について情報を発信・共有して、ほかの自治体も参考にできるようにすべきだと思います。とりわけ、各市町村は今、非常に前のめりに最前線で必死で動いておりますので、県内市町村の状況を見渡しつつ、事業企画の例を提示して個別に各市町村の手薄な部分に働きかけていくという意味で、県の役割が非常に期待されるのではないかと思います。

最後に「柱のたてかたについて」ですが、「その他」という扱いの分野名というのは、 やはり何かその他扱いという感じになりますのでよくないと思います。それから、「ベス トプラクティス」というカタカナ語もよくない。また、「地域づくり関係」の「住民によ るまちづくり」「くらしの再生関係」、今の「その他」のところに入っております「ベス トプラクティス」や「人的支援」「ボランティア」の部分というのは内容的には一体的に 重なる部分が大変多くありますので、柱の組み方には更に一層の工夫が要ると思います。 先ほど吉田委員が住宅、雇用、産業というふうに3本言われましたが、そうしたフォーカスをするのであれば、生活というのが必ず一本入るべきかと思います。以上です。 ○五百旗頭委員長 ありがとうございました。黄色い囲みで現場の生の声を出していただいて、我々現地調査に行けなかった者も非常に臨場感を持って読ませていただきました。 それに基づいて多岐にわたる進め方についての御意見、その中でばらばらになりがちな、お役所の仕事というのは、あるいは国の仕事全体が再分化されて、それゆえに全体的にいろいろなことができるようになっているわけですが、住民、被災者という観点に立ったらそれをつないでいくということがいかに難しくて大事かということかと思います。ありがとうございました。

それでは、大井委員よろしくお願いいたします。

○大井委員 私からは、3ページに意見として掲げております。それから、4ページの方には「水産業復興への提言」ということで掲げております。それのまとめとして発言をさせていただきます。

水産業につきましては、大震災後、国、県の補正予算を支えに共同利用漁船、養殖施設 を資材等の供給体制が整わない中で、部分的ではございますが、何とか整備し、岩手の特 産品である養殖ワカメについては今年の春に震災前の6割~7割の生産を上げることがで きました。御支援に対し、感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、大震災から1年4か月余りが経過いたしましたが、漁業・水産業の復旧はまだまだ途上にございます。漁業・水産業は被災県の沿岸地域の重要産業でございまして、沿岸地域の再建は漁業・水産業の復興からとの強い信念で、国や支援団体等の皆さんの御支援をいただきながら全力で復旧に取り組んでおりますが、岩手県では漁船、養殖施設の整備が震災前に比べまして3ないし4割程度しか復旧しておりません。仮設に住んでいる漁業者の住宅再建等を含め、これからが復興本番でございます。

このような状況にありますことから、本委員会でもなりわいの再生には今後とも重点的 に調査検討に取り組んでいただきたいと考えております。水産業の復興で大事なことは、 大きく分けまして4点ございます。

まず第1点は、被害度合いにより復旧・復興に地域差が大いにございますので、支援措置は期間で締め切ることではなく、復興が完遂するまで支援を継続することが必要でございます。

2点目でございますが、漁業だけが復旧しても加工・流通などが復旧しなければ水産業物が川上から川下へ流れませんので、漁業、漁港、魚市場から加工・流通までの一体的な支援が必要でございます。

3点目でございますが、復興に時間がかかるほど漁業者が廃業するなど、水産業の衰退を招きかねないので、スピード感を持って早期に復興するための支援が必要でございます。

4点目でございますが、原発事故に伴う風評被害対策についてでございます。リスクコ

ミュニケーションの徹底等、国が中心となり取り組んでいただく必要がございます。

以上で、一日も早く水産業が全面的な復興を遂げ、全国の皆さんに三陸の新鮮でおいしい水産物をお届けしたいと考えておりますので、引き続き御支援のほどをよろしくお願いをいたしまして提言といたします。どうもありがとうございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。一日も早く、全国に新鮮でおいしい三陸の 産物が届くことを我々も望んでおります。

では、飯尾さんお願いします。

○飯尾委員 それでは、今回も最後の方になりまして今、皆さんのお話を伺っているともっともなことも多いので、またこれで次の議論へというふうに思うのでございます。最初に今後の進め方についての提言と、後から私が思ったことを4つばかり申し上げます。

最初に今、伺っていたお話は非常にもっともなことでございまして、あるいはこれまでにこの会で出た御意見の中でも実現の方に向かったというような御意見も出ました。そういうことは今後もこれを続けていくということが必要です。ただ、私どもとしてはこの中間報告、あるいは来年の3月までの報告という中で取り上げるのは少しじっくり検討することが必要です。

ただ、これまで国に伝わっていないけれども、この場で伝われば実現するということは、 それは別途ということですので、この議論をさまざまにしながら、両方混在するような形 で議論を進めるのがよろしいのかなと最初に思ったことでございます。

ですので、余りこの提言とか中間報告をつくることだけで何でも盛り込もうとすると報告がやや膨らみ過ぎるということもありまして、個別に解決するものはそうする。ただし、この報告の中には解決したことは幾らか書いた方がよくて、これはできていますよと言うと地元の方も、ああそれはできるようになったのかと思って安心されるということもあろうかと思いますので、今後の工夫が必要かと思います。

その上で、今後じっくり考えないといけないことで、私自身もどうしたらいいのかわからないことを4つ、今後の課題として考えていることを申し上げたいと思います。

1つは、今日最初に大臣からお話がありましたように、復興の過程は随分長くなってくる。できるだけ早くしたいと思っても、これは工事の関係もあるわけでございます。ところが、現行の被災者支援の仕組み、例えば仮設住宅などは2年間ということを建前にしているというようなことがあって、その間のもたせることをどうしたらいいのかということについては少しじっくり考えてみる必要があるということです。

例えば、だんだん復興が進んでくると、これはあるのかどうかわかりません。これは私がそう思っているわけではないんですが、仮設住宅間で住み替えをしていくというようなこともあるのかもしれません。今の状況だとなかなか難しいと思いますが、そういうことを少し論点の洗い出しをしてみてこれからしばらくどうやっていくか。何年かもたせるためのことをやはり考える必要があるということが1つでございます。

それから、2番目でございますが、今日少し地元の方からも出てきたんですが、やはり

被災者の皆さんと連絡を取るのが難しいということです。これは県からも出ておりました けれども、どうやって連絡を取るのかというのは前にも申し上げたことがありますが、や はりこれは一段と努力しないといけないのではないか。

事前に書いたものでは福島のこと、福島は全国に非難されておりますのでとりわけということですが、やはり情報通信機器などを活用する必要があります。紙のお知らせがきているだけでは意見が言いにくい。わざわざ言う人も勿論あるんでしょうけれども、何かつながりを保っているためにはたわいもないことでもやり取りができるということをやはりやらないと、住民の皆さんが納得しようがないみたいなことが出てきますものですから、気持ちも含めて交換できるような仕組みで必要なのではないでしょうか。

これまで行政はそういうことが苦手だったんですが、民間で支援される方もたくさんあると思うので、そういう民間の試みとも合わせて、例えば福島県内の幾つかの市町村ではそういうことを始めておられるところもございますが、それを更に支援しながらいろいろ応援してもらいながら進めていく。新しいことを生み出さないといけないものですから、最初に決めたらこのとおりできるというものではないと思うんですが、地元でやっておられることを勉強しながら、ここでも国の政策として支援する仕組みというのはどういうことだろうかということを考えるべきではないかと思うわけであります。

それから3番目でございますけれども、例えば地域包括ケアというのをどういうふうに地元で実現するのか。あるいは、仕事がないとだめだから産業と雇用が連携する必要があります。産業と言えば新しい仕事の話ばかりして、雇用と言うと緊急雇用対策みたいなことを別にやっていると、なかなか地元の方にとってみれば全体的なイメージがわきにくいということだったと思います。

つまりここで考えるべきは分野を超えたものをどう連携していくかということで今、現地でも連携チームをつくられたというのは大きな進歩だと思うんですけれども、政策の構成の上でも今回、例えば去年の暮れにできた特区法はそれをやっているわけですけれども、それだけでは間に合わないことがあるのかどうかを検討する必要があります。

あるいは、現地に情報が行き渡っていないからうまくいっていないのかどうかということは少し整理をしてみることも大切です。さまざまな苦情とか御不満があったり、あるいは気がつかなかった点を探り出す。これは第2次特区法みたいな仕組みにすると、さまざまな要望は出てくるんだけれども、またそのときに漏れが出るみたいなことになってくる。やはり連携、連絡が悪かったり、情報が悪いだけであればそんなことは待たなくてもすぐにやったらいいわけですし、もともとの政策の構成のところにやはり気がつかなかったことがあるかもしれません。

あるいは今回、実は市町村中心の復興というのは私はこうあるべきだと思っておりますが、 市町村から申請していただくという形になっているわけです。

そうすると、市町村の方が気がつかなくて申請していないと、規制や何かも対象になっていないという例があると聞いておりますけれども、そういうときにはどうするのか。気

づいておられないわけですが、受取り側としては申請がなかったから知らないというのが これまでの国のやり方ですが、それでも忘れておられたと言ったら後から加えるのはどう するのかというようなことも含めて類型に分けて整理する必要があるんじゃないかという 気がしております。これは、連携です。

そうすると、この連携を取っていくと将来の姿ということが見えやすくなり、そして将来の日本を先取りする復興をやるんだということになってくると、その現地の状況を見ながらやはり国でいろいろなことを考えているということが必要になります。例えば、日本再生戦略みたいなことも昨日でしたか、決めておられるけれども、ではまず被災地で最初にということも考えつくんじゃないかと思っております。

それから4番目でございますけれども、今日出てきました除染の話にしろ、風評被害の話にしても、やはりなかなかこの基準をつくるというのは難しいということがあるし、大体多くの方が国とか専門家を信用していないという段階で、では新たな基準をつくれば済むかというとそうではないので、そういう共通理解をつくるための方法は何があるのかということを虚心に考える必要があるかと思っております。

ここでもいろいろ御意見が出ましたけれども、例えば除染にすると市町村の方からさまざまな御要望がきて、しかし、これは国の責任だからここまでやれと言われて、そういう御希望があればということで何か受け入れたとしても、では技術的にやってみてできるのかということでございます。

そういうことを相対で綱引きのようにしていると、何となく数字はできているんだけれども、ではそれはどういう意味があるのかということがやはり出てくるし、そこで食い違いがあると周りの自治体の皆さんは、あそこはこう言っているじゃないかということになって、また不安になってくるみたいなことがあるので、やはりそういうことを納得できるようにする必要がある。どこまで納得できるかはいろいろな方がありますから、難しいかもしれませんが、納得しやすいような土俵づくりをして、そこで議論をするということも必要かと思います。

あるいは、風評被害の方は裾野が更に広いわけですね。先ほど岡本委員から出たような問題も、その事情がわかっている人はそうだと思っても、それが伝わっていない皆さんはやはり不安だという話になってしまうわけですから、そこは国の政策でこれでやりましたと言ってホームページに載せましたということではなくて、納得を得るための手段は何かというのはいろいろなことをやってみないとわからないんだろうと思います。そこで、どのようなやり方がよいのかを考えるのが、今後の課題ではないかと私は思っております。以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。4点にまとめていただいて、大変ありがた く存じます。

御厨委員長代理、によろしくお願いします。

○御厨委員長代理 それでは、私の方からは少しレベルの違う3つの点について簡単に申

し上げたいと思います。

1つは、今日の皆さんのお話を伺っていて、これはやはりとひとつ思いましたのは、私が去年の6月に提言のたたき台を書いたときに、「つなぐ」ということが重要であるということを強調をいたしました。今日、皆さんの御意見を伺っていると、あのときはかなり抽象的な「つなぐ」で、人材をつなぐというのも余り具体的ではありませんでしたけれども、しかし、皆様の今日の御報告を伺っていると人材、それもさまざまな形での人材のやり取りですね。

それから、恐らく情報ですが、この情報をどうつないでいくか。これはつながらないから困るんだという問題もありますし、いろいろな意味でつなぐことの多面性といいますか、そういうことが今回の中間報告を出すとすれば一つの柱になるかなということであります。

それから、2つ目はめり張りのある報告にしなくてはいけないのだろうということを考えます。圧倒的に多くの文章を全部入れて、それをやっておりますと、ともすると今なかなかうまくいっていないということが多いものですから、何となく全体の色調が愚痴っぽくなる可能性がありまして、愚痴はいけない。つまり、知らず知らずに愚痴っぽくなるというのはよろしくないのであります。

したがって、やる気が出るようなものですね。やる気が出るのは何かと言えば、失敗の 事例がずっと並んでいるという話ではなくて、やはり具体的に成功した、あるいは成功し そうな事例というものを組み込んでいく。これが多分、使える提言になると思います。

そうすると、こんなことがあったのか、あるいはうちと似ているケースで、うちはこういうふうにしていたけれどもこうすればもっとうまくいくのかというふうなことがわかるような構成というものがひとつあり得るのかなと思いました。

それから、3つ目でございます。3つ目は前回も私がここで申し上げたことであり、今回も吉田委員がお触れになりましたけれども、この大震災と、それから今、復興のプロセスという両方にわたるアーカイブをどうするかという問題でございまして、これは既に一応国会図書館が先鋭的に試みを始めておりますけれども、もう少しそれを広げて復興のアーカイブということをきちんと考えたい。これは、去年の6月の提言のときにかなり大きなものを占めてアーカイブについては触れておりますので、それを現実にしないといけないであろう。

特に一番大きいのは、各省や各府県でも復興に至るいろいろな資料を現在取っておいておられるわけですけれども、民間ですね。特に随分、地元の話を私は伺います。地元で持っているデジタルの資料であるとか、あるいは紙類の資料を地元のNPOの方が一生懸命頑張って持っているんだけども、しかし、これをどうやってつなげていくんだろうか。

民間の団体の中で、たしか7月6日でありましたか、そういう集まりをやったということも私は聞いておりますけれども、いかんせんその全体像が見えてこない。そうこうしているうちに、ほろっとこういうのが捨てられてしまうという可能性がありますので、ここをやはり我々としては支えていく必要があるだろう。特に、3.11が起こってから100日の記

録というのは非常に重要でありまして、この100日間どういう発想で何をやっていたのかというのが急速に忘れ去られます。ですから、この辺のところも実は現実に聞き取りを始めているところがありますので、こういうものも含めてアーカイブしていくにはどうしたらいいか。

それから、既に福島の原発の問題に関して言えば事故調が4つでき上がっておりまして、この4つの事故調が既にその報告を出しておりますが、その裏には膨大な実は資料があるわけであります。これは、国会については国会図書館がすぐに動いておりますけれども、それ以外のものについても私はその資料を的確にアーカイブするということを始めなければいけないと感じております。そういったことを含めて復興アーカイブ、つまり震災と復興のアーカイブについては少しきちんとした形で盛り込めたらというのが感じているところでございます。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。

以上、一回りしてほぼ時間になったところで、数分延ばすことは可能かと思いますので、 一回りして自分としてはどうしてもこの点を中間報告の中で先ほどの発言に加えて強調し たいというふうな御意見ございますでしょうか。

大体、充実した議論を重ねていただきましたので、以上の議論を土台にしてつくることを考えたいと思います。勿論、最初に平野大臣からありましたまちづくりの問題、そしてそれが仕事の再生と不可分である。この2つが大きな軸になる。

そういう中で今、私の両側にいる人が強調したところでありますが、つなぐということですね。個別的なテーマに邁進する、日本人はそれが得意であります。限定された問題をいつまでにやれと言うと、大変よくできるんですね。

ですけれども、総合的な観点、全体の中での意味づけということをもって関連させていくというのは非常に容易でないことです。清原さんが指摘されたように国・県・市町というのがそれぞれ調整、更に民間の人も専門家が入って、どういうふうにして足りない人材をつないで調達していくか、非常に重要な問題であると思います。

それから、基準づくりと飯尾さんは言いましたけれども、除染・風評被害という岡本委員から出たような問題、これは厚生労働省に言えというよりは、やはりここも我々の報告書でも言っていかなければいけないんじゃないか。当局の意見を聞きながら状況をウォッチしている我々の報告書の中で、500Bq、100Bqという世界で突出して厳しい基準でも不安にとらわれる状況から国民が解放されることが望まれます。一種の相対リスクなんだという概念ですね。認識というのも必要であるということを、我々がやはり言っていかなければいけないのではないか。

ほかでも勿論やっていただけるし、国も努力していただけるかと思いますけれども、そういうことも我々の中から出てきた重要な意見ではないか。現場の声でもあるということですから、考えていきたいと思います。

そのほか、全部の意見を繰り返して総括するのではなくて、ここで9月を目途に、具体的には9月14日で日程調整していただいていると思うんですが、9月14日にその中間報告をとりまとめることができればと思います。

そこで、そこへいくまでのたたき台ですね、進め方としましては、今日の貴重な意見に基づいて、私どもの方で具体的には先回の復興構想会議のよき前例もあり、御厨委員長代理にたたき台をつくっていただく。今、もう既にコンセプトがかなりできているなと、横でにこにこしながら聞いていたんですが、

勿論、そのたたき台というのはそれが報告書になるんじゃなくて、それを8月のどの時点かまでに用意してもらって、それを皆さんの方にこれまでと同じように、我々会合の回数はそう多くないかもしれませんけれども、文書によるやり取りによって随分蓄積しているんですね。同時に、現場視察などもやっています。ですから、御厨さんにたたき台を用意していただいて、皆さんの多岐にわたる意見を彼の達意の文章で、かなり豪腕で焦点をつくってあるものとして出していただく。それを皆さんにまた遠慮なく、ここはこういうことではいけない。どうしてもっと踏み込まないのかというふうなことをいただいて、それをかなり行った上で、9月14日に修正された案というのを用意してお決めいただければと思うわけですが、委員長代理の御厨さんにたたき台を用意していただくということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○五百旗頭委員長 それでは、よろしくお願いいたします。そして、皆さんの方には忌憚 のない修正意見を重ねてお願いしたいと思います。

それでは、御厨さんよろしくお願いいたします。

○御厨委員長代理 わかりました。それでは、達意の文章で書けるかどうか、前回は神様が上から降りてきたので書けましたけれども、今回それに遭遇するかどうかはわかりませんが、できるだけ努力をさせていただきます。

それで、その作成に当たってはやはり細かいことや、あるいはその論理的ないろいろなことに関して飯尾委員がかなりいろいろ蓄えておられるものがありますので、飯尾んにもいるいろと御相談をしながらさせていただきたいと思いますので、飯尾さんよろしくお願いします。

○五百旗頭委員長 当然、その辺りがとりまとめについて責を負うということになります ので、よろしくお願いいたします。

そして、堀田先生を始め何人かの方が現場へ回っていただきましたし、個別にそれぞれの方は非常に現場に深く関与していらっしゃいます。そういう観点から、是非ここの部分はこういうふうにやらなければいけないというふうな意見をいただいて、それを最終的にとりまとめるのはお2人方の協力を得て進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。必要ならば、個人あるいはグループの方と意見交換の場を全体会議とは別にも設けたいと思いますので、是非おっしゃっていただきたいと思います。

それでは、少し時間も過ぎましたので、本日の会議はここまでとさせていただきますが、 この会議の内容につきましては配付資料を直ちに公表する。いつものとおりでありますが、 それと共にこの後、記者会見で概要は私の方から報告いたします。 1 月を目途に議事録を 作成して公表したいと思いますので、前回同様、委員の皆様においてはできるだけ速やか な内容確認の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、中間報告とりまとめに向かって、閉会しましても9月14日までの間皆さんには文書による持ち回り的な御協力を続けていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもって、第3回の「復興推進委員会」を終わりたいと思います。どうもありがと うございました。